

山口県まん延防止等重点措置の期間延長に伴う 感染拡大防止集中対策

令和4年1月26日

1 趣旨

新型コロナウイルス感染症については、全国的に、オミクロン株による感染者の急増に歯止めがかかっておらず、近隣県からの影響が本県に及ぶことも懸念されるとともに、県内各地に感染が拡がり、医療提供体制への負荷が高まりつつあることから、本県に適用されているまん延防止等重点措置の期間を延長するよう、1月24日に国へ要請した。

昨日、国において、本県への適用期間が延長されたことを踏まえ、まん延防止等重点措置の区域を県内全域とするなど、現在実施している集中対策の内容を一部変更するとともに、実施期間を延長する。

2 集中対策の期間

2月1日(火)～2月20日(日)

3 まん延防止等重点措置の区域

県内全域

4 感染拡大防止対策

(1) 県民・事業者への要請

1) 外出・移動に係る留意事項(法第24条9項)

- 混雑した場所や感染リスクが高い場所への外出・移動の自粛
- 県外との往来は、通勤、通学、通院、受験、就職活動等やむを得ないものを除き、極力控えること
- ※対象者全員検査・ワクチン検査パッケージの適用による緩和は行わない。

2) 感染予防対策の徹底(法第24条9項)

- 「新しい生活様式」を実践するとともに、3密を避け、「マスクの着用」、「まめな手洗い・手指消毒」、「共用部分の消毒」、「定期的な換気」など、基本的な感染予防対策を徹底
- 会食は、4人以下とすること
- ※対象者全員検査・ワクチン検査パッケージの適用による緩和は行わない。
- 飲食店等に営業時間の変更を要請した時間以降、その利用を自粛すること
- 外食する際は、感染防止対策に取り組む「やまぐち安心飲食店」等を利用するとともに、食事の合間の会話の際にはマスクを着用するなど、飲食店等から求められる感染防止対策へ協力

- 発熱や咳など感染を疑う症状が出た場合には、外出を控え、速やかに、かかりつけ医や受診・相談センター等に相談
- 無症状でも感染不安を感じる方は、市町などが窓口となっている集中PCR検査や県が指定する身近な薬局を活用し、PCR検査又は抗原定性検査を受検すること

3) 事業者における感染防止対策の強化(法第24条9項)

- 職場ごとに感染症対策担当者を選任し、業種ごとの感染拡大予防ガイドラインを改めて徹底
- 特に、休憩室、喫煙所、更衣室等居場所の切り替わりに注意し、会話時のマスク着用、手指消毒、十分な換気、共用部分のこまめな消毒などの感染防止対策を徹底
- 県外往来は、業務上やむを得ないものを除き、極力控えること
※対象者全員検査・ワクチン検査パッケージの適用による緩和は行わない。
- 在宅勤務やWeb会議の活用等により、人との接触機会を低減。
また、在宅勤務等の実施が難しい事業所においては、職場における感染拡大防止対策の工夫・強化を徹底
- 県民生活・県民経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業者は、県民の日常生活に支障のないよう、感染防止対策を徹底し、分散勤務や在宅勤務などにより、感染者や濃厚接触者が発生し、欠勤者が多くなった場合においても、事業の特性を踏まえ、業務を継続するよう努めること

4) 飲食店等への要請(法第31条の6第1項等)

- 飲食店等の営業時間の短縮・酒類の提供停止、又は、休業
2/1(火)~20(日)の間、テイクアウト等を除く飲食店等に対し、以下のとおり営業時間の短縮等を要請するとともに、夜間の見回りを実施
ア 「やまぐち安心飲食店」(認証店)
事業者が下記の①か②を選択
 - ① 5時~21時までに短縮(酒類の提供は11時~20時)
協力金:売上高に応じて2.5~7.5万円/日
 - ② 5時~20時までに短縮(酒類の提供不可)
協力金:売上高に応じて3~10万円/日
- イ 認証店以外の飲食店等
5時~20時までに短縮(酒類の提供不可)
協力金:売上高に応じて3~10万円/日
- 4人以下の会食となるようにすること
※対象者全員検査・ワクチン検査パッケージの適用による緩和は行わない。

5) 集客施設等(1,000㎡超)への要請(法第31条の6第1項)

- 新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第11条1項の施設(別紙参照)に対し、混雑時の入場者の整理、入場者へのマスク着用の周知、感染防止措置を実施しない者の入場の禁止、会話等の飛沫による感染防止に効果のある措置を要請

(2) 学校における感染防止対策

- 衛生管理マニュアルに定められた地域の感染レベル3相当の感染防止対策の徹底
- 部活動は、公式大会やコンクール等を除き、原則、校内のみの活動
- 高等学校などの生徒・教職員等が公式大会やコンクール等に参加する際は、随時のPCR検査を実施

(3) 社会福祉施設における感染防止対策

- 施設等での感染防止対策を改めて徹底するとともに、重症化リスクの高い入所系施設等に対し、定期的な検査を実施
- 感染スピードの早いオミクロン株の特性を踏まえた的確な初動対応等が促進されるよう、施設職員向けの研修用動画を作成

(4) イベント等の開催

- 県内開催のイベント等の参加人数の上限を2万人に制限
 - ※参加人数が5千人超のイベント等を開催する場合は、感染防止安全計画を作成し、県に事前の確認をすること
 - ※対象者全員検査・ワクチン検査パッケージの適用による緩和は行わない。

(5) 県有施設の利用制限

- 県有施設は、所在市町からの要請等に応じて、個別に対応

【別紙】

新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第11条1項の施設

| 施設の種類 | 施設の例 | 要請の内容 |
|---------|--|---|
| 劇場等 | 劇場, 観覧場, 演芸場, 映画館 等 | <p>【1,000 m³超】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 入場をする者の整理等 ・ 入場をする者に対するマスクの着用の周知 ・ 感染防止措置を実施しない者の入場の禁止 ・ 会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置（飛沫を遮ることができる板等の設置又は利用者の適切な距離の確保等） |
| 集会・展示施設 | 集会場又は公会堂, 展示場, 葬儀場 等 | |
| ホテル・旅館 | ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る。） | |
| 運動施設等 | 体育館, スケート場, 水泳場, 屋内テニス場, 柔剣道場, ボウリング場, テーマパーク, 遊園地, 野球場, ゴルフ場, 陸上競技場, 屋外テニス場, ゴルフ練習場, バッティング練習場, スポーツジム, ホットヨガ, ヨガスタジオ 等 | |
| 博物館等 | 博物館, 美術館, 図書館 等 | |
| 商業施設 | 大規模小売店, 百貨店, ショッピングセンター 等 | |
| 遊技施設 | マーチャン店, パチンコ店, ゲームセンター 等 | |
| 遊興施設 | 個室ビデオ店, 射的場, 勝馬投票券販売所, ネットカフェ, マンガ喫茶 等 | |
| サービス業 | スーパー銭湯, ネイルサロン, エステサロン, リラクゼーション, 理美容店, 質屋, 貸衣装屋 等 | |